

佐世保市監査委員公表第17号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年7月6日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



企画部 分

農林水産部 宇久家畜診療所 分

市民生活部 宇久地区コミュニティセンター 分

保健福祉部 宇久保健福祉センター 分

環境部 分

水道局 宇久営業所 分

教育委員会 (宇久学校給食センター、宇久小学校、宇久中学校) 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 環境部

環境政策課、環境保全課、廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、
不適正処理事案対策室、クリーン推進課、施設課、
西部クリーンセンター、東部クリーンセンター、
クリーンピュアとどろき

3 監査の期間 令和5年4月27日（木）～令和5年6月29日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 佐世保市レッドデータブック購入代金において、地方自治法施行令第154条第2項で「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納入の通知を行っていなかった。(環境政策課)

公金の取り扱いについては、法令等の再確認を行い、適正な収入事務の遂行に努められたい。

2. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第22条第1項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあつた。(環境政策課)

備品の管理については、所属に属する備品の現状把握を確実にし、規則等に則った適正な管理と事務処理を行うよう徹底されたい。